

墨田区立本所中学校 PTA 規約

制定 昭和 29 年 6 月 1 日
最終改正 令和 7 年 5 月 20 日

第 1 章 総則

第 1 条 (名称)

この会は、墨田区立本所中学校保護者と教職員の会「本所中学校 PTA」と称する。

第 2 条 (性質)

本会は、墨田区立本所中学校に通う生徒の保護者および教職員による自主的なボランティア団体である。
加入・脱退は自由であり、入会を強制するものではない。

第 2 章 目的と活動内容

第 3 条 (目的)

本会は以下の目的を達成することを目指す。

- 生徒の健全な成長を支援するため、家庭と学校の連携を深める。
- 学校の教育環境向上および教育活動を支援する。
- 公教育の充実を目的とした活動を行う。
- 会員の相互交流および自己研鑽を図る。

第 4 条 活動内容

本会は、第 3 条の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- 保護者と教職員が話し合う場を設け、教育課題の共有と解決を図る。
- 保護者と教職員の教養向上を目的とした学習会や研修の実施。
- 教職員の研修活動を支援する取り組み。
- 学校運営協議会や地域の教育・福祉団体との連携及び協力。
- 学校行事の支援を通じて、保護者と学校が協力し、教育的意義を見据えた活動を行う。

第 3 章 会員

第 5 条 (会員資格)

以下のいずれかに該当する者が会員となることができる。

- 本校に在籍する生徒の保護者またはその代行者で、入会申込を行った者。
- 本校に勤務する教職員で、入会申込を行った者。

第 6 条 (入会および脱退)

- 本会への入会は任意とし、入会または未加入のいずれかを申請により明示するものとする。
申請は、書面または電子申請により行う。
- 会員は、書面または電子申請により随時入会および脱退できる。

第 7 条 (会員の役割と権利)

- 会員は、PTA の目的達成に向けて協力し合い、子どもたちの成長と教育環境の向上を支える役割を担う。
- 会員は、PTA 活動を通じて、意見を出し合い、話し合いに参加する権利を有する。役職の有無にかかわらず、すべての会員が平等に発言し、意思を表明することができる。
- 会員は、役員および委員の選出に参加できる。ただし、参加や役職への就任は強制されない。
- 会員は、活動への参加が困難な場合でも、無理のない範囲で貢献することが認められる。
- 会員同士は、互いを尊重し、温かい協力関係を築くことを基本とする。
- 会員は、PTA の運営状況について知る権利を有し、透明性の確保が図られるものとする。

第4章 会費および経理

第8条（会費）

1. 会費は、生徒1名に対し総会で定めた額を納めるものとする。
2. 会費は、活動経費にのみ充てられるものとし、用途の透明性を確保する。
3. 年度途中での入会や脱退の場合は、会費を月単位で計算し、必要に応じて調整を行う。
4. 退会時に過払いが生じた場合は、総会で定めた手続きに基づき返金を行うものとする。
ただし、事務手数料等が発生する場合はその限りではない。
5. 会計年度末に繰越金が多額となった場合は、適正な範囲内で次年度の会費徴収額を見直し、
蓄えを計画的に使用することを原則とする。

第9条（経費の管理と資産の使用目的）

1. この会の活動に必要な経費は、以下の収入によって賄うものとする。
 - (1) 会員からの会費
 - (2) 活動を支援するための寄付金
 - (3) その他、総会で承認された正当な収入会費は、第2章で定めた活動経費にのみ充てられるものとし、
用途の透明性を確保する。
2. 会計は、すべての収入と支出について記録し、会員に対して適切に報告するものとする。
3. すべての収支は、会員が理解しやすい形で詳細に示され、総会で承認された予算に基づき運営される。
4. 必要に応じて、総会で承認を得た上で予算の修正や新たな収入源の導入を検討することができる。
5. 年度末には監査を経た決算報告を総会にて行い、承認を得るものとする。

第5章 総会

第10条（総会の設置）

総会は本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。

第11条（開催と成立要件）

1. 定例総会は年1回開催する。
2. 臨時総会は、実行委員会が必要と認めた場合、または全会員の10分の1以上の要求があった場合に開催できる。
3. 全会員の5分の1以上の出席をもって成立する。

第12条（議決）

議事は出席者の過半数をもって議決し、重要事項は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第13条（総会の任務）

総会の任務は以下のとおりとする。

1. 決算報告
2. 事業報告
3. 予算の承認
4. 事業計画の承認
5. 役員選出の承認
6. その他、総会が必要と認める事項

第6章 役員

第14条（役員構成）

役員は以下のとおりとする。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名以上（保護者2名以上、教職員1名）
3. 会計 2名以上（保護者2名以上、教職員1名）
4. 庶務 2名以上（保護者2名以上、教職員1名以上）
5. 監査 1名（保護者1名以上、教職員1名）

第 15 条（役員の資格および選出）

1. 役員は、第 3 章第 5 条 1 項または 2 項に該当する者でなければならない。
2. 役員は、推薦、または抽選により会員の中から選出し、総会の承認を得て決定する。
3. 推薦が行われない場合、本部が会員の中から抽選を実施するものとする。

第 16 条（任期）

1. 役員の任期は原則 2 年間とし、再任を妨げない。
2. ただし、過剰な負担を防ぐため、複数年の連続再任は推奨しない。また、役員の交代を円滑に行い、多様な視点を取り入れるため、長期にわたる連続再任は避けるものとする。

第 17 条（役員の職務）

1. 会長 本会を代表し、会務を統括する。総会・役員会・実行委員会を招集し、学校行事では来賓対応と挨拶を行う。
 2. 副会長 会長を補佐し、必要に応じて代行する。学校との調整、会議の司会、行事の運営と現場対応を担う。
 3. 庶務 記録・文書作成を行い、専門委員会と本部をつなぐ。備品管理や行事の現場対応も担当する。
 4. 会計 本会の会計業務を担当し、出納帳の作成と収支報告を行う。
 5. 監査 出納帳と収支の確認を行い、会計の内容を監査する。
-

第 7 章 実行委員会

第 18 条（構成）

実行委員会は、各専門委員会から選出された委員長・副委員長および役員で構成する。

第 19 条（開催）

実行委員会は、会長または委員の半数以上が出席することにより、必要に応じて定期的または随時開催する。

第 20 条（任務）

1. PTA 活動に関する報告および情報共有を行う。
 2. 総会に提出する資料の作成を行う。
 3. 総会または役員会から委任された事項を処理する。
-

第 8 章 専門委員会

第 21 条（設置）

本会の目的達成のため、次の専門委員会を設置する。

1. 学年委員会
2. 校外指導委員会
3. 広報委員会
4. 保健教養委員会

第 22 条（構成）

各委員会は、学年ごとの学級数と同数の委員を選出し、構成する。

第 23 条（委員長・副委員長）

各委員会は、委員の互選により委員長 1 名、副委員長 1 名を選出する。また、教職員から副委員長 1 名を選出する。

第 24 条（学年委員会の職務）

学年委員会は、委員を対象とした集会を開催し、各学年行事や生徒の活動を支援・協力する。

第 25 条（校外指導委員会の職務）

校外指導委員会は、委員を対象とした集会を開催し、生徒の健全育成および安全教育に協力する。
また、家庭・地域社会での生活や、生徒相互の自主的集団活動の指導を行う。

第 26 条（広報委員会の職務）

広報委員会は、委員を対象とした集会を開催し、広報誌等の編集・発行に関する業務を担当する。

第 27 条（保健教養委員会の職務）

保健教養委員は、委員を対象とした集会を開催し、会員の研修や見学会、健康増進や体力向上を目的とした行事を計画、会員相互の親睦を深めるとともに、健康維持を促進する。また、学校の保健体育行事に協力する。

第 28 条（臨時専門委員会）

会長が必要と認めた場合、臨時専門委員会を設置できる。ただし、任務が終了した時点で解散する。

第 9 章 顧問

第 29 条（顧問の設置）

本会に顧問を置くことができる。顧問は、本会に特に功労があった者の中から実行委員会が推薦し、総会の承認を得て選任する。

第 30 条（諮問）

本会は、必要に応じて顧問に諮問することができる。

第 10 章 改正および附則

第 31 条（規約改正）

本規約の改正は、総会出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって行う。
ただし、改正案は総会の 7 日前までに会員へ周知することを必要とする。

第 32 条（附則）

1. 校長は、すべての会議に出席し、意見を述べることができる。
2. 総会を含むすべての会議および集会において、会員は出席できない場合に限り、委任状を提出することが認められ、委任状により他の会員または指定された代理人に議決権を委託することができる。
3. 本会は政治的・宗教的中立を守り、営利を目的とするような活動は行わない。
4. この会またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦・支援しない。また、個人の活動であっても、会の関与が推測されるような行動は厳に慎むものとする。
5. 本会の活動は学校運営に介入しない。
6. 実行委員会の役員には、任期の終了ごとに感謝の意を込めて、図書カード 500 円分を贈呈する。なお、2 年任期の役員に対しては、1 年ごとに図書カード 500 円分を贈呈する。ただし、顧問はこの対象に含まれないものとする。
7. 本規約は、令和 7 年 5 月 20 日より施行する。

規約改正履歴

昭和 37 年 5 月 4 日 改正
昭和 38 年 5 月 6 日 改正
昭和 41 年 3 月 22 日 改正
昭和 44 年 2 月 21 日 改正
昭和 51 年 3 月 15 日 改正
昭和 54 年 5 月 1 日 改正
昭和 58 年 4 月 28 日 改正
平成 15 年 5 月 2 日 改正
平成 19 年 5 月 2 日 改正
令和 3 年 5 月 13 日 改正
令和 7 年 5 月 20 日 改正

本所中学校 PTA 慶弔規約

制定日：昭和 42 年 3 月 6 日
最終改正日：令和 7 年 5 月 20 日

慶弔に関する支給規定

- | | |
|---|------------------------------------|
| 1. 職員が結婚した場合 | 5,000 円 |
| 2. 職員が 1 ヶ月以上病欠で入院した場合 | 5,000 円 |
| 3. 職員またはその配偶者の 1 親等の同居家族が死亡した場合 | 5,000 円 |
| 4. PTA 会員が死亡した場合 | 10,000 円 |
| 5. 生徒が 1 ヶ月以上入院した場合 | 3,000 円 |
| 6. 生徒が死亡した場合 | 10,000 円 |
| 7. 職員が勤続 5 年以上で表彰された場合 | 3,000 円 (5 年目)
10,000 円 (10 年目) |
| ※10 年以上は前例が無い場合、支給対象者が判明する時点で協議を行う (下記「特別対応」に準じる) | |
| 8. 職員が転任または退職した場合 (餞別として) | 記念品贈呈 |

特別対応

不慮の災害など、特別な事情がある場合は、会長および副会長で協議し、適切に処理します。

返礼について

慶弔に関する返礼は一切受け付けません。

規約改正履歴

昭和 62 年 6 月 2 日 改正
令和 3 年 5 月 13 日 改正
令和 7 年 5 月 20 日 改正